

保護者 様

南の丘学園袋井市立袋井南中学校長 中村 悟史

インフルエンザによる出席停止手続きの変更及び冬季休業中の対応について

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向にある中、インフルエンザとの同時流行が懸念されております。これに伴い、外来医療機関のひっ迫を防ぐため、令和4年12月14日より、市内の小・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを変更しました。今回の変更により、医師が記入する「インフルエンザ罹患証明書」は廃止し、御家庭からの「インフルエンザ経過観察表」の学校への提出となりました。

なお、この手続きの変更は「袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を、インフルエンザで受診した場合のみ」となります。

つきましては、児童・生徒が医療機関を受診して、インフルエンザあるいはコロナウイルス感染症と診断された場合には、下記の対応に御協力をお願いいたします。

記

1 生徒が医療機関を受診して、インフルエンザと診断された場合の対応

- (1) 生徒がインフルエンザに罹患したことを、学校までコドモン等で連絡してください。
- (2) コドモンの「資料室」にある「インフルエンザ経過観察表」をダウンロードして自宅等で印刷してください。または、学校へ電話連絡後に、用紙を直接取りに来てください。
- (3) インフルエンザ経過観察表に発熱の経過を毎日、朝と夕方の2回記入してください。
- (4) インフルエンザ発症後5日かつ解熱後2日が経過したら、生徒本人に「インフルエンザ経過観察表」を持参させて登校させてください。解熱後の医師の診察は不要です。
- (5) 生徒は登校したら、まず保健室に行き、養護教諭に「インフルエンザ観察表」を渡し、学校保健安全法に定められた出席停止期間が経過したことを確認後、登校が許可されてから教室に移動してください。

2 生徒本人または御家族に発熱や風邪の症状がある場合

- (1) 生徒は出席停止となります。症状が改善されるまで自宅療養をしてください。
- (2) インフルエンザウイルスまたはコロナウイルス感染の可能性があるので、必ず医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。いずれかの検査を受けた場合は、検査結果が明らかになるまでは登校を控えてください。

3 生徒本人や御家族が新型コロナウイルス感染症の陽性または濃厚接触と診断された場合

- (1) 平日・休日を問わず、コドモンで、以下の感染に関する報告をお願いします。
①氏名(年・組)②対象者と内容③病院名④検査日⑤判定日⑥家族の状況⑦最終登校日⑧自宅待機・療養期間
- (2) 医療機関に指示された期間は、自宅療養をお願いします。
- (3) 指示された期間を過ぎても症状がある場合は、改善されるまで登校を控えてください。

4 その他

- (1) 冬季休業中も、毎日コドモンに検温結果を入力し、健康観察の徹底をお願いします。
- (2) 冬季休業後の登校の再開に当たって、感染拡大防止のため、特に初日の対応が重要となります。発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、登校を自粛してください。
- (3) 活動場所や活動場面に応じた適切なマスクの着脱をしてください。徒歩や自転車による登下校時や運動時には、状況に応じてマスクを外します。人混みや室内等では3密の回避やマスクの着用、適切な手洗いや手指消毒を心掛けてください。
- (4) 12月29日(木)から1月3日(火)までは、学校閉庁期間となります。

保護者 様

袋井市教育委員会教育長

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

令和 4 年 12 月 14 日より外来医療機関のひっ迫を防ぐため、市内の小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを変更します。

主な変更点は、「インフルエンザ罹患証明書」の廃止に伴う各家庭からの「インフルエンザ経過観察表」の学校への提出となります。（下記参照）

なお、手続きの変更は「**インフルエンザで袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を受診する場合のみ**」となります。その他の感染症の出席停止及びインフルエンザに罹患し、上記以外の医療機関を受診する場合は、従来通りの対応となります。

従来の方法	新たな方法
○インフルエンザが疑われる症状発症	○インフルエンザが疑われる症状発症
↓	↓
○医療機関受診・インフルエンザの診断 また、「 <u>インフルエンザ罹患証明書</u> 」を医師が記入（今回廃止）	○医療機関受診・インフルエンザの診断
↓	↓
○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを電話連絡する	○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを連絡する。
↓	○コードモン「その他」→「資料室」内より「 <u>インフルエンザ経過観察表</u> 」をプリントアウトして受け取る
○「 <u>インフルエンザ罹患証明書</u> 」の体温記録表を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら登校する	○もしくは、学校まで電話連絡後に、直接受け取る
※解熱後の医師の診察は不要	↓
	○「 <u>インフルエンザ経過観察表</u> 」を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら、 <u>インフルエンザ観察票を持参し</u> 登校する
	※解熱後の医師の診察は不要

※児童・生徒が医療機関を受診してインフルエンザと診断された場合、保護者は、学校へインフルエンザに罹患したことを連絡し、各校で指示される上記の方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ります。

※保護者は、「インフルエンザ経過観察表」に発熱の経過を記録します。学校は、学校保健安全法に定められた出席停止期間【発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）】が経過したことを、「インフルエンザ経過観察表」で確認（出席停止期間後に児童生徒が持参）することで、当該児童生徒の登校を許可します。

担当 学校教育課（石井・鈴木）
電話 86-3222

インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

市・町立 学校・園 年 組 氏名：

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

体温	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目	
	月	日	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
40°C																		
39°C																		
38°C																		
37.5°C																		
37°C																		
36°C																		

この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校（園）できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間（幼児にあっては3日間）経過しないと登校（園）できません。

学校長・園長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

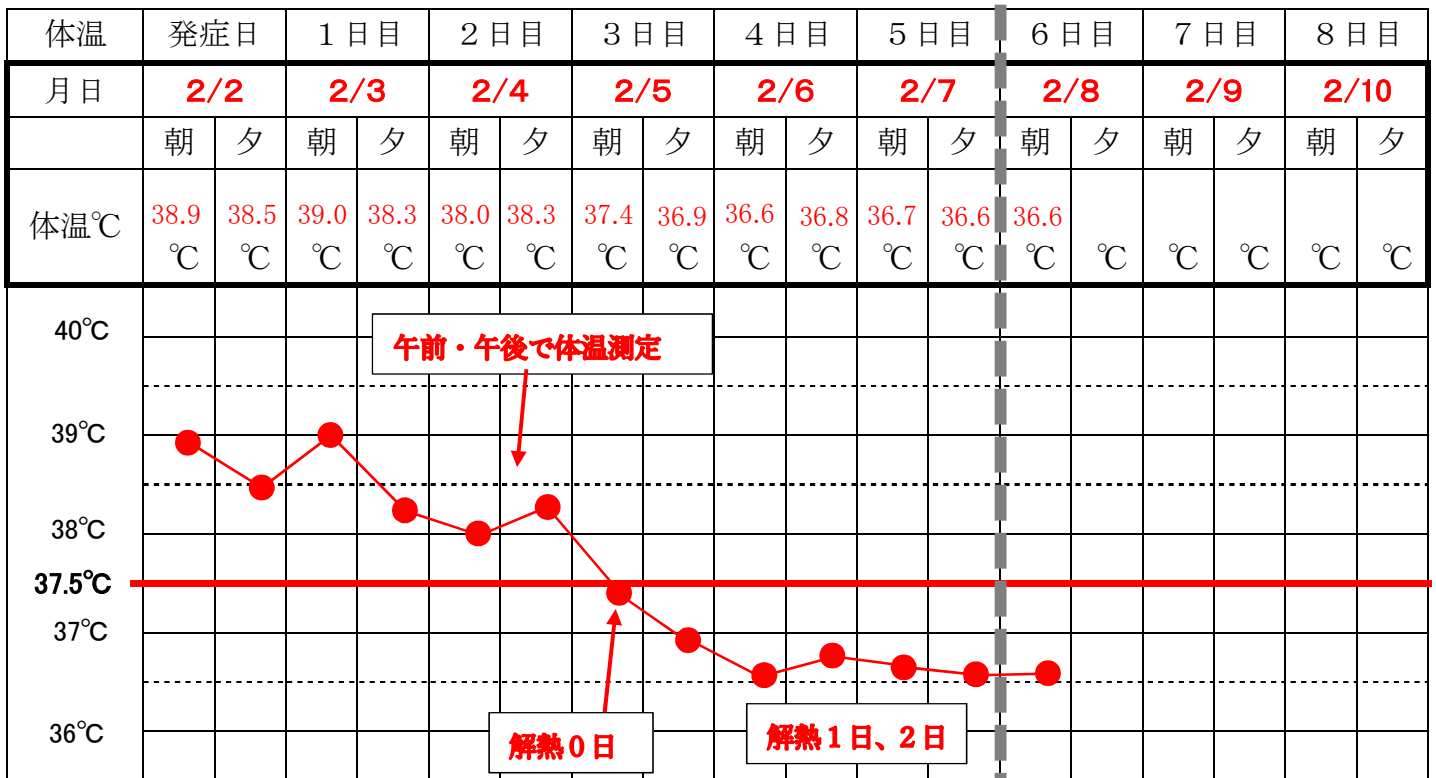
インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

袋井 **市** 町立 袋井小 **学校**・園 3年3組 氏名： 袋井 花子

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）



この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校（園）できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間（幼児にあっては3日間）経過しないと登校（園）できません。

学校長・園長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 4 年 2 月 8 日

登校（園）可能日と保護者氏名を記入

保護者氏名

袋井 太郎